

社会福祉法人八起社のあゆみ

赤の下線は誠和荘関係

黒の下線は東和荘関係

青の下線は寿荘関係

第 1 期 戦後間もなくの引揚者更生施設『引揚八起社』の創設から財団法人を経て社会福祉法人の認可に至るまで

○昭和 21 年 6 月 第 2 次大戦の終結による海外引揚者、罹災者等の社会復帰を目的として、引揚者更生施設『引揚八起社』を創設することとした。

★ 『八起社』の名称決定を示す当時の文書は見当たらないが、戦後からの復興に向け『七転び八起き』からきていることは想像に難くない。

○昭和 22 年 1 月 第 1 回発起人会を開催
(参加者：山田銈太郎、吉原一之、森幾松、山田覚義、丹羽精一、長谷川清吉)
財団法人『引揚八起社』の定款並びに資本金 500 万円とすることを定めた。

○昭和 22 年 2 月 名古屋市港区所在の三菱工員寮建物及び土地を 2,711,500 円で払い下げを受け、引揚者更生施設『引揚八起社』を開設することとし、そのため東海銀行から 280 万円を借り入れ支払いに充てることを決定

★ 戦後、海外からの引揚者等を収容する施設『引揚八起社』を創設し引揚者等の自立更生を図ることを目的にした事業は、18 世帯に各 1 戸供与し、授産場も併設されていた。(授産場は、資金難から昭和 29 年 4 月に廃止)

— 青山大作著『名古屋市の社会福祉～終戦後を中心として～』昭和 48 年 11 月 5 日発行から引用 —

○昭和 22 年 4 月 財団法人『引揚八起社』としての認可を受けた。
理事長 山田銈太郎

○昭和 23 年 8 月 財団法人『八起社』と改称 (認可は 11 月)
10 月 理事長 山田銈太郎が退任し、吉原一之を理事長に選任

○昭和 25 年 7 月 理事長 吉原一之が退任し、森四郎を理事長に選任

- 昭和 26 年 1 月 中区伊七町 2-8 に所有の名城会館の土地 186.94 坪、
建物 61 坪を 85 万円にて処分し、負債整理と事業不振の
授産事業を休止することを決定。今後は、浮浪者の収容施設
として事業を進めることとした。
- 3 月 現仕上工場を改造、浮浪者の収容施設として名古屋市に貸与
することを確認
- 昭和 27 年 4 月 社会福祉法人八起社への組織変更・定款変更を決議
変更の趣旨として、失業者、生活困窮者、引揚者に対して
木工事業の特殊技能の授産を社会福祉事業法の制度発足に
あたって行うため
- 昭和 29 年 6 月 社会福祉法人八起社の設立発起人会を開催
(設立趣意書、定款、財産目録、事業計画、収支予算書、
及び役員と代表者を互選)
理事長 森四郎を選出
定款の内容は、『目的達成のため、社会福祉事業法の
第 2 種社会福祉事業として宿所提供施設「八起寮」の
設置運営』とした。
- 11 月 昭和 29 年 6 月 22 日付申請の社会福祉法人の設立認可は
認可された。
- 12 月 社会福祉法人八起社設立に伴う財団法人八起社の解散に
ついては役員全員が賛成
解散に伴う残余財産処分については、目的を同じくする
社会福祉法人八起社に寄付することを決定
愛知県知事あて財団法人八起社の解散許可の申請
県指令社第 948 号をもって解散許可を受ける。
社会福祉法人八起社として名古屋法務局へ法人登記
- | | |
|-------|----------------|
| 事務所 | 名古屋市港区船見町 1 番地 |
| 理事 | 森四郎 |
| 監事 | 青山大作、山田覚義 |
| 資産の総額 | 3,273,735 円 |

★ この時期の文書等確認できるものは少ないため、他の文献資料も参照し、
一部推定も含めわかりやすく記載した。

第 2 期 伊勢湾台風による施設全壊からの復旧に際して、高齢者を入所対象とする施設への転換を図り、その後、老人福祉法の施行に伴い『養護老人ホーム』『特別養護老人ホーム』の設置運営をすることとなり、誠和荘に次いで第二誠和荘(現東和荘)を開設し、社会福祉法人八起社の施設体系の基礎が築かれた。

- 昭和 34 年 9 月 港区船見町に設置されていた八起寮は伊勢湾台風により被災、建物流出により施設は全滅、書類もほとんど流出
愛知県知事宛、被災状況を報告
損害総額 3,977,420 円
- 昭和 35 年 3 月 港区船見町に設置されていた八起寮の敷地 3,525 坪を東亜合成株式会社に 42,875,000 円で売却
併せて運転資金として 1,000 万円の寄付申し出を受ける。
7 月 昭和区天白町植田地内の名古屋市所有地 2,000 坪を借り受け、第 1 種社会福祉事業『養老施設』を設置経営することとした。
施設内容は本館 100 名収容の建物とし第 1 期工事は収容棟 50 名、第 2 期工事は収容棟 50 名をそれぞれ建設することを決定
- 昭和 36 年 3 月 法人の事業目的を養老施設の設置経営とし、八起寮が伊勢湾台風により壊滅したため宿舍提供施設を廃止
名古屋市と社会福祉法人八起社との間で敷地の賃貸契約を締結(10 年間)
9 月 養老施設『誠和荘』の第 1 期工事着工(昭和 37 年 2 月竣工)
- 昭和 37 年 4 月 定款変更申請が厚生愛社第 166 号により厚生大臣の認可
・養老施設『誠和荘』の設置経営
・事務所を名古屋市昭和区天白町大字植田字植田山 2 番地の 134 に移転
指令民第 59 号をもって定員 50 名設置認可 (名古屋市長)
養老施設『誠和荘』事業開始
8 月 養老施設『誠和荘』第 2 期工事着工(12 月竣工)
- 昭和 38 年 1 月 養老施設『誠和荘』の定員 50 名を 100 名に変更申請
2 月 指令民第 19 号をもって定員 100 名認可 (名古屋市長)

昭和 38 年 8 月施行の老人福祉法のみなし規定により、従来の『養老施設』は養護老人ホームとみなされることとなった。

- 11 月 基本金 1,000 万円を 100 万円に減額し、900 万円を運用財産に廻す
名古屋市昭和区天白町大字植田字植田山 2 番地の 134 所在の建物一式延べ 1,505.6 m²を基本財産として記載
以上の事項を定款変更申請する。
- 昭和 39 年 2 月 養護老人ホーム誠和荘娛樂室狹隘のため増築を承認
財源は、日本小型自動車振興会からの補助金
知多郡東浦町大字緒川在の阿知波 要氏より、養護老人ホームを建設することを条件に、建設資金として法人に 1,500 万円の寄付申し込みがあったため、国・県からの補助金、社会福祉事業振興会から借り入れをして東浦町大字緒川地内に養護老人ホームを建設することを決議する。
- 6 月 養護老人ホーム第二誠和荘新築工事(定員 50 名)着工
(昭和 40 年 3 月竣工)
- 7 月 養護老人ホーム誠和荘娛樂室及び倉庫増築工事着工
(7 月竣工)
第二誠和荘建設用地として、隣接する知多郡東浦町大字緒川字沙弥田 1 番の 3 を取得
530 坪を 200 万円で買収
東浦町が宗教法人乾坤院所有の土地 800 坪(於大公園の一部)を借り上げその土地を東浦町と社会福祉法人八起社との間で賃貸契約を締結
800 坪 (東浦町大字緒川字沙弥田 1 の 2 及び 4)
- 9 月 厚生省収社第 493 号をもって、昭和 39 年 7 月 3 日付申請の基本財産の担保提供承認
- 昭和 40 年 4 月 養護老人ホーム第二誠和荘事業開始
定款の一部変更 養護老人ホーム第二誠和荘の設置経営
- 7 月 社庶第 192 号をもって社会福祉法人八起社の定款の一部変更が認可された。
- 10 月 養護老人ホーム第二誠和荘二期工事を特別養護老人ホームに切り替え、建設計画を進めることとした。
- 12 月 定款の一部を変更申請
資産区分 知多郡東浦町大字緒川字沙弥田 1 番地の 3 の養護老人ホーム第二誠和荘建物一式
延 743.69 m²を基本財産として記載
- 昭和 41 年 1 月 特別養護老人ホーム創設申請について、設立認可が下り次第着工することを確認

- 2 月 社庶第 26 号で、社会福祉法人八起社定款の一部変更が認可された。
- 5 月 特別養護老人ホーム第二誠和荘新築工事着工(定員 50 名)(10 月竣工)
- 6 月 養護老人ホーム誠和荘の定員を 110 名に変更申請
- 7 月 収民 13 号の 2 により定員 110 名の認可 (名古屋市)
- 11 月 指令書 41 指令社第 99 号をもって、特別養護老人ホーム第二誠和荘の設置認可 (愛知県)
- 12 月 定款の一部変更申請
- ・ 特別養護老人ホーム第二誠和荘の設置経営
 - ・ 所在地、知多郡東浦町大字緒川字沙弥田 1 番の 2~4 及び特別養護老人ホーム第二誠和荘の建物一式 (4 棟) 延面積 991.736 m²を基本財産として記載
- 昭和 42 年 5 月 特養第二誠和荘にリハビリテーション棟増築工事の検討
- 8 月 社庶第 302 号をもって、定款の一部変更が認可された。
- 10 月 特養第二誠和荘にリハビリテーション棟増築工事を着工(昭和 43 年 3 月竣工)
- 昭和 44 年 12 月 理事長に武内慶太郎を選出
- 昭和 46 年 1 月 定款の変更申請
- ・ 基本財産建物面積の変更
 - ・ リハビリテーション棟を基本財産に編入
 - ・ 法人定款準則に従い、縦書きを横書きに改める。
- 4 月 第二誠和荘用地の賃貸借契約の締結
- ・ 昭和 46 年 4 月から 1 年間。ただし、双方申し出がない場合は同一条件で更新されたものとみなす。
 - 対象土地面積 800 坪
- 7 月 名古屋市と養護老人ホーム誠和荘用地の賃貸契約
- ・ 昭和 46 年 4 月から昭和 51 年 3 月 31 日まで 5 年間(その後、平成 15 年 3 月まで順次更新)
 - ・ 対象土地面積 6,977.58 m²
- 昭和 57 年 11 月 理事長に今城栄次郎を選出
- 昭和 60 年 12 月 養護老人ホーム誠和荘の改築について検討
- ・ 養護は現行 110 名の規模で現地改築、特養 50 名を併設(ショート 2 名)

- 昭和 61 年 3 月 市の補助金が認められたので、2 カ年事業として整備することを承認。また、資金の動きを明らかにするため、特別会計として整理する。
- 8 月 養護老人ホーム誠和荘及び特別養護老人ホーム誠和荘新設工事の着工
- 昭和 63 年 3 月 理事長に山田洋を選出
養護老人ホーム誠和荘（定員 110 名）個室化全面改築及び特別養護老人ホーム誠和荘（定員 50 名）開設
- 平成元年 3 月 理事の阿知波要氏から、知多郡東浦町大字緒川字古城 2-2 の宅地 378.33 m²、建物 168.59 m²を法人に寄付する旨の覚書が提出されたとの報告があった。
- 平成 2 年 8 月 第二誠和荘の増改築整備計画基本方針について検討
 - ・ 第二誠和荘の増改築用地は現在地が於大公園整備計画区域のため、現地改築ができない。
 - ・ そのため、東浦町及び町議会に町有地の提供を要請
- 平成 3 年 12 月 第二誠和荘改築等整備計画の検討
 - ・ 養護老人ホーム 定員 50 名（個室化）
 - ・ 特別養護老人ホーム 定員 80 名 ショート 16 名
 - ・ デイサービスセンター 定員 15 名
 - ・ 在宅介護支援センター建設場所 東浦町大字石浜字飛山池上 41
土地面積 6,889 m²（所有者 東浦町）無償貸与（30 年間）用地造成及び道路整備は町が施工
法人所有の現二誠和荘の敷地 1,752 m²は東浦町へ売却し、整備の自己資金に充てる。
- 平成 4 年 3 月 特別養護老人ホーム誠和荘増築に伴い、誠和荘用地の賃借契約変更 土地面積 6,977.58 m²⇒7,550.21 m² 無償貸与
- 8 月 第二誠和荘改築等整備事業 工事着工(平成 5 年 3 月竣工)
 - ・ 契約金額 12 億 7 千万円（税抜き）
- 平成 5 年 3 月 第二誠和荘改築等整備工事の竣工を期に、第二誠和荘の名称を『東和荘』とすることに決定
定款の一部変更申請（第二誠和荘の整備に伴うもの）
今後、誠和荘の特養及びショートの増床、デイサービスの併設を検討していくことを決定
- 8 月 特別養護老人ホーム誠和荘増築整備事業着工

(平成6年5月竣工)

・定員50名 ⇒ 80名

・ショート2名 ⇒ 16名

・デイサービス なし ⇒ 15名

※2階建 ⇒ 4階建 (2,304 m²の増築により、延 3,617 m²)

・落札金額 620,060 千円 (税抜き)

○平成7年3月 定款の一部変更申請 (東和荘の介護支援センターを第2種社会福祉事業として加えること、浴室の増築に係る基本財産の変更)

○平成9年11月 理事長に神谷英樹を選出

○平成11年11月 定款の一部変更申請

- ・介護保険施行に伴う実施事業の定款文言の修正
- ・居宅介護支援事業の実施の規定を追加

第3期 介護の社会化を目的に介護保険法が施行され、社会福祉事業の一部がこれまでの『措置』から『契約』へと制度が変更された

- 平成12年 4月 介護保険事業がスタート
- ・居宅介護支援事業所の指定(誠和荘及び東和荘)
 - ・誠和荘デイサービス定員を20名に増員
 - ・東和荘デイサービス定員を24名に増員
- 平成13年 3月 定款の一部変更
- ・定款準則の改正により改正
目的の文言改正、経営の原則の明記、代表権の緩和、役員を選出方法、役員の報酬規定、理事長の職務代理、評議員の設置、情報開示等。
- 5月 第1回評議員会開催
- 6月 誠和荘デイサービスセンターの定員を23名に増員
- 7月 東和荘が東浦町から『シルバーハウジング生活援助員派遣事業』を受託
- 平成14年 3月 定款の変更 (理事 10名⇒9名、評議員 21名⇒19名)
- 11月 運用財産の譲渡
- ・故 阿知波 要さんから八起社に寄付されたもので平成9年頃から返還の申し出があったものであるが、贈与税が多額であり資金のめどが立たず、不調に終わっていた。
 - ・阿知波 要さんがお亡くなりになり相続人から、母の遺志であり買い戻したいとの申し出があり、活用の道もなく、個人の遺志を鑑み譲渡することを決めたもの
 - ・東浦町大字緒川字古城2番の2の土地・建物
- 誠和荘特養厨房及び食堂拡張工事を決定
- ・併せて、特養の調理業務を民間業者に委託
- 平成15年 4月 誠和荘用地の有償賃借契約 (30年間)
- 5月 定款の変更
- ・誠和荘特養厨房及び食堂拡張工事に伴う基本財産の変更
- 12月 定款の変更
- ・理事定数を9名 ⇒ 8名

- 平成 16 年 4 月 東和荘のデイサービス定員を 25 名に増員
5 月 東和荘デイサービスセンター・1 階特別養護利用者共用 浴室等の整備を決定
・浴室増築工事
・3 階養護老人ホームデイルーム【談話コーナー】増築工事
・南庭改修工事
※ 工事費 約 96,000,000 円
工期 平成 16 年 7 月 ～ 12 月
- 平成 17 年 3 月 定款の変更
・東和荘デイサービスセンター、1 階特養浴室増築工事に伴い、基本財産を変更
- 平成 18 年 3 月 平成 18 年 4 月から施行される介護予防事業を実施するため、定款における関係事業名等の修正をするもの
・老人短期入所事業⇒ 短期入所生活介護事業(介護予防を含む)
・老人デイサービスセンター⇒ デイサービスセンター(介護予防を含む)
・老人介護支援センター東和荘の設置運営を削除
10 月 養護老人ホーム東和荘は、定員 50 名のうち 35 名を介護保険法に基づく『特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者介護事業所』の指定を、併せて『訪問介護・介護予防訪問介護事業所』の指定を受ける。
東和荘のデイサービス定員を 30 名に増員
- 平成 19 年 4 月 誠和荘デイサービス定員を 25 名に増員
5 月 定款の変更
・『社会福祉法人の認可について』及び『社会福祉法人定款準則』の一部改正に伴う定款の変更
7 月 東和荘特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の定員を 37 名に増員
- 平成 21 年 6 月 東和荘特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業の定員を 40 名に増員
12 月 定款の変更
・評議員定数を 19 名から 18 名に変更
- 平成 22 年 3 月 定款の変更
・常務理事の削除

- 4月 誠和荘で『高齢者なんでも相談所』を受託・開設
(平成27年9月まで)
- 5月 誠和荘空調設備等大規模改修工事の工事方法及び
スケジュールを承認
理事長に木村剛を選出。
- 10月 誠和荘空調設備等大規模改修工事に係る入札結果と工
事請負契約について承認
※ 落札価格 90,037,500円
工事期間 平成22年11月から平成23年3月
- 平成23年 3月 施設建替えに係る経営目標を設定
・施設の建て替え時期は竣工後45年に設定
・事業活動における純利益の目標を事業費の5%と
することを承認
- 12月 誠和荘屋上防水工事等大規模修繕工事の事業承認とスケ
ジュールを承認
- 平成24年 3月 誠和荘屋上防水工事等大規模修繕工事の設計管理業務
委託契約書(案)と今後のスケジュールを承認
養護老人ホーム寿荘の指定管理者への応募の検討
- 5月 養護老人ホーム寿荘の指定管理者への応募を決定
- 7月 誠和荘屋上防水工事等大規模修繕工事に係る一般競争
入札を実施。(5社が参加)
※ 落札価格 112,850,000円
(エキスパンション工事、門扉工事
等を含む)
工事期間 9月～12月
名古屋市長名で、『養護老人ホーム名古屋市寿荘の指定
管理者に内定した』旨の通知を受ける。
- 平成25年 3月 東和荘屋外避難用渡り廊下の解体工事及び屋外避難用
階段の設置工事の承認 (工事方法及びスケジュール)
定款の変更
・養護老人ホーム寿荘の運営を受託することから
評議員を1名増員するもの (18名 ⇒ 19名)
- 4月 養護老人ホーム名古屋市寿荘を指定管理受託により
運営を開始 (指定管理期間は10年間)
- 5月 東和荘屋外避難用渡り廊下の解体工事及び屋外避難用
階段の設置工事の修正計画案を承認
- 8月 東和荘屋外避難用渡り廊下の解体工事及び屋外避難用
階段の設置工事に係る指名業者6社を選定

- 9月 東和荘屋外避難用渡り廊下の解体工事及び屋外避難用階段の設置工事の入札を実施
 ※ 落札価格 13,387,500円
工事期間 11月～翌2月
- 12月 定款の変更
 ・評議員定数を19名から18名に変更
- 平成26年 4月 経理規程を全面改正し、新会計基準を適用
 9月 「法人理念及び施設運営の理念」策定
- 平成27年 3月 東和荘空調機器更新工事及び屋上外壁塗装工事の事業承認
 5月 東和荘空調機器更新工事及び屋上外壁塗装工事設計監理業務委託契約
 7月 養護老人ホーム名古屋市寿荘福祉避難所に指定（協定避難所）
 8月 東和荘空調機器更新工事及び屋上外壁塗装工事一般競争入札承認
 9月 東和荘空調機器更新工事及び屋上外壁塗装工事一般競争入札実施（3社が参加）
 ※ 落札価格 117,000,000円（消費税含まず）
工事期間 10月～翌5月
 10月 東和荘福祉避難所に指定（協定避難所）
- 平成28年 5月 定款の変更
 ・所轄庁が愛知県から名古屋市に変更
- 平成29年 1月 誠和荘福祉避難所に指定（協定避難所）
 4月 定款を全面改正し、新定款の適用
 ・理事定数を8名から6名に変更
 ・評議員定数を19名から7名に変更
 併せて諸規定の制定及び改正
誠和荘養護老人ホーム給食業務を民間事業者に委託
- 平成30年 4月 誠和荘管理宿直の廃止
 6月 理事長に長谷川弘之を選出
- 令和元年 7月 社会福祉充実計画策定(令和5年度まで)
- 令和2年 12月 誠和荘（養護老人ホーム）において、初めて入所者2名の新型コロナウイルス感染者を確認（誠和荘第1波）

- 令和 3 年 1 月 新型コロナウイルス感染症蔓延により誠和荘デイサービス一時休業（4日～16日）
- 令和 4 年 1 月 東和荘において養護老人ホームを中心に初めて入所者 11 名の新型コロナウイルス感染を確認（東和荘第 1 波）
新型コロナウイルス感染症蔓延により東和荘デイサービス一時休業（17日～28日）
- 2 月 寿荘において始めて入所者 2 名の新型コロナウイルス感染を確認（寿荘第 1 波）
- 3 月 養護老人ホーム名古屋市寿荘次期指定管理への応募を決定
- 4 月 誠和荘（特別養護老人ホーム）において 5 月にかけて入所者 26 名の新型コロナウイルス感染を確認（誠和荘第 2 波）
- 7 月 東和荘用地の有償賃借契約（30 年間）
- 8 月 東和荘（特別養護老人ホーム）において 9 月にかけて入所者 10 名の新型コロナウイルス感染を確認（東和荘第 2 波）
誠和荘（養護老人ホーム）において 9 月にかけて入所者 8 名の新型コロナウイルス感染を確認（誠和荘第 3 波）
誠和荘デイサービスにおいて新型コロナ蔓延により一時休業（3 日間）
寿荘において 9 月にかけて入所者 36 名の新型コロナウイルス感染を確認（寿荘第 2 波）
- 9 月 養護老人ホーム名古屋市寿荘次期指定管理者内定通知を受ける。
誠和荘デイサービスにおいて新型コロナ蔓延により一時休業（4 日間）
東和荘デイサービスにおいて新型コロナ蔓延により一時休業（9 日間）
- 10 月 東和荘デイサービスにおいて新型コロナ蔓延により一時休業（3 日間）
- 12 月 東和荘において特別養護老人ホームを中心に 1 月にかけて入所者 25 名の新型コロナウイルス感染を確認（東和荘第 3 波）
- 令和 5 年 1 月 誠和荘において特別養護老人ホームを中心に 2 月にかけて入所者 31 名の新型コロナウイルス感染を確認（誠和荘第 4 波）
- 2 月 寿荘において、3 月にかけて入所者 17 名の感染を確認（寿荘第 3 波）
誠和荘デイサービスにおいて新型コロナ蔓延により一時休業（5 日間）

- 3月 誠和荘空調設備改修工事一般競争入札承認
- 4月 老人ホーム名古屋市寿荘の指定管理第2期運営開始（10年間）
誠和荘空調設備改修工事一般競争入札実施（2社が参加）
 ※ 落札価格 139,792,000円（消費税含む）
工事期間 6月～翌2月
- 9月 誠和荘養護老人ホームにおいて入所者17名の新型コロナ感染を確認（誠和荘第4波）
- 令和6年 1月 東和荘デイサービスセンター定員を32名に増員
東和荘において養護老人ホームを中心に入所者15名、2月には特別養護老人ホーム入所者16名の新型コロナ感染を確認（東和荘第4波）
- 2月 誠和荘において特別養護老人ホームを中心に入所者39名の新型コロナ感染を確認（誠和荘第5波）
- 4月 定款を変更し、公益事業に介護予防事業を追加
 介護予防支援事業所の指定（誠和荘及び東和荘）
- 6月 寿荘において7月にかけて入所者25名の新型コロナ感染を確認（寿荘第4波）
- 7月 誠和荘において8月にかけて、養護・特養を中心に入所者29名の新型コロナ感染を確認（誠和荘第6波）
- 9月 誠和荘養護老人ホームにおいて入所者10名の新型コロナ感染を確認（誠和荘第7波）

社会福祉法人八起社と高齢者福祉の歴史

年次	社会福祉法人八起社	高齢者福祉制度関係
昭和 21 年	6 月 引揚者更生施設『引揚八起社』 を創設	
昭和 22 年	4 月 財団法人『引揚八起社』の認可 を受ける	5 月 日本国憲法施行
昭和 23 年	8 月 財団法人『八起社』と改称する ことを決定 (11 月認可)	1 月 地方自治法施行
昭和 25 年		5 月 生活保護法(新法)公布・施行
昭和 26 年	6 月 社会福祉事業法の施行に伴い 宿舎提供施設となる	3 月 社会福祉事業法施行 5 月 社会福祉法人登記令施行 (昭和 39.3 廃止) 9 月 としよりの日制定
昭和 29 年	11 月 社会福祉法人『八起社』として 認可を受ける	
昭和 33 年		12 月 国民健康保険法公布 (国税徴収法の施行の日から施行)
昭和 34 年	9 月 伊勢湾台風により施設全壊。 再建について協議、養老施設の 建築計画を立てる	11 月 国民年金法施行(無拠出年金制度)
昭和 36 年		4 月 国民年金法全面施行(拠出年金 制度実施)

昭和 37 年	4 月 昭和区天白町(現・天白区植田山 2-101)に養老施設『誠和荘』(定員 50 名)を設置、事業開始	
昭和 38 年	2 月 施設拡張により養老施設の定員を 100 名に変更 8 月 老人福祉法のみなし規定により、養老施設は養護老人ホームに変更	8 月 老人福祉法施行 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・老人福祉センター等を新設 ・家庭奉仕員制度としてホームヘルプサービスを提供
昭和 39 年		4 月 組合等登記令施行
昭和 40 年	4 月 愛知県知多郡東浦町緒川に養護老人ホーム『第二誠和荘』(定員 50 名)を開設	
昭和 41 年	7 月 養護老人ホーム誠和荘の定員を 110 名に変更・認可 11 月 東浦町緒川の第二誠和荘の敷地内に特別養護老人ホーム『第二誠和荘』(定員 50 名)を開設	
昭和 48 年		1 月 老人医療費助成制度開始
昭和 53 年		4 月 ショートステイ事業制度化
昭和 54 年		4 月 デイサービス事業制度化

昭和 58 年		2 月 老人保健法施行
昭和 61 年		12 月 老人保健法改正により『老人保健施設』創設
昭和 62 年		5 月 社会福祉士及び介護福祉士法公布 (昭和 63.4 施行) 9 月 精神保健法公布 (昭和 63.7 施行)
昭和 63 年	3 月 養護老人ホーム『誠和荘』(定員 110 名)の個室化全面改築及び特別養護老人ホーム『誠和荘』(定員 50 名)の竣工・開設 ショート 2 床	
平成元年		《消費税創設》 12 月 高齢者保健福祉計画推進 10 カ年戦略『ゴールドプラン』策定
平成 2 年		4 月 老人福祉法等関係 8 法改正 (在宅福祉施策の法定化)
平成 5 年	3 月 『第二誠和荘』の老朽化に伴い東浦町石浜に移転改築。特別養護老人ホームの定員を 80 名に増員するとともに、ショートステイの定員を 16 名に増員する。また、同時に、デイサービスセンター(定員 15 名)及び在宅介護支援センターを付設。併せて『東和荘』と改称。	

平成 6 年	3 月 特別養護老人ホーム『誠和荘』の増築(入所定員を 80 名、ショートステイの定員を 16 名に増員)並びにデイサービスセンター(定員 15 名)の竣工・開設	12 月 新高齢者保健福祉推進 10 カ年戦略(新ゴールドプラン)の策定
平成 7 年		5 月 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律を公布 (平成 7.7 施行)
平成 8 年		12 月 人権擁護施策推進法公布 (平成 9.3 施行)
平成 9 年		12 月 介護保険法公布(平成 12.4 施行)
平成 11 年		《国際高齢者年》 12 月 今後 5 カ年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン 21)の策定
平成 12 年	4 月 『誠和荘』、『東和荘』とも、介護保険法に基づく事業所の指定を受ける 併せて、『誠和荘』『東和荘』とも居宅介護支援事業所の指定を受ける 誠和荘デイサービスセンターの定員を 20 名に増員 東和荘デイサービスセンターの定員を 24 名に増員	4 月 成年後見制度施行【民法改正】 介護保険法施行により、 ～措置から契約に～ 6 月 社会福祉事業法(社会福祉法へ改正)始め、福祉 8 法全て改正・公布
平成 13 年	6 月 誠和荘デイサービスセンター	《厚生省と労働省が『厚生労働省』として統合》

平成 14 年	<p>の定員を 23 名に増員</p> <p>7 月 『東和荘』が東浦町より『シルバーハウジング生活援助員派遣事業』を受託</p>	<p>8 月 健康増進法公布 (平成 15.5 施行)</p> <p>12 月 障害者基本計画策定 (閣議決定)</p>
平成 15 年		<p>4 月 支援費制度施行</p> <p>特養の優先入所指針</p>
平成 16 年	<p>4 月 東和荘デイサービスセンターの定員を 25 名に増員</p>	
平成 17 年		<p>11 月 障害者自立支援法公布 (平成 18.4 及び 10 施行)</p>
平成 18 年	<p>3 月 東浦町からの受託業務廃止に伴い『東和荘』の『在宅介護支援センター』を廃止</p> <p>4 月 『誠和荘』『東和荘』とも、介護保険法の改正に伴い通所介護及び短期入所の『介護予防事業』を実施</p> <p>10 月 養護老人ホーム『東和荘』は、定員 50 名のうち定員 35 名を介護保険法に基づく『特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業所』の</p>	<p>4 月 介護保険に介護予防事業が加わる高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という。）施行</p> <p>6 月 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律公布 (平成 18.12 施行)</p>

<p>平成 19 年</p>	<p>指定を、併せて『訪問介護・介護予防訪問介護事業所』の指定を受ける 東和荘デイサービスセンターの定員を 30 名に増員</p> <p>4 月 誠和荘デイサービスセンターの定員を 25 名に増員</p> <p>7 月 東和荘『特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業』の定員を 37 名に増員</p>	
<p>平成 20 年</p>		<p>4 月 後期高齢者医療制度開始</p>
<p>平成 21 年</p>	<p>6 月 東和荘『特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業』の定員を 40 名に増員</p>	
<p>平成 22 年</p>	<p>4 月 誠和荘で高齢者福祉なんでも相談所を受託</p>	
<p>平成 23 年</p>		<p>9 月 社会福祉法人新会計基準通知 (平成 27 年 4 月までに移行)</p>
<p>平成 25 年</p>	<p>4 月 養護老人ホーム『名古屋市寿荘』を指定管理受託により運営を開始(指定管理期間 10 年間) 併せて、『寿荘』において『高齢者短期入所ベッド確保等事業』を名古屋市から受託</p>	

平成 26 年	4 月 社会福祉法人新会計基準適用	
	9 月 法人理念及び施設運営の理念策定	
平成 28 年		4 月 社会福祉法改正（一部平成 29 年 4 月施行）
平成 29 年	4 月 社会福祉法の改正に併せ定款を全面改正、関係規定を改正	
令和元年	7 月 社会福祉充実計画策定（令和 5 年度までの 5 年間）	
令和 2 年		3 月 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正により、新型コロナウイルス感染症にも対象拡大
令和 5 年	4 月 養護老人ホーム名古屋市寿荘第 2 期指定管理を受託（指定管理期間 10 年間）	
令和 6 年	1 月 東和荘デイサービスセンターの定員を 32 名に増員	
	4 月 『誠和荘』、『東和荘』とも、介護保険法の改正に伴い介護予防支援事業所の指定を受ける	4 月 高齢者虐待防止法の一部改正により、高齢者施設・事業所に高齢者虐待防止推進措置が義務化

八起社の歴代理事長

法人等	氏名	就任	退任
財団法人引揚八起社	山田 銈太郎	昭和22.4	昭和23.10.7
財団法人八起社 (改称昭和 23.8)	吉原 一之	昭和23.10.8	昭和25.7.7
	森 四郎	昭和25.7.8	昭和44.12.16
社会福祉法人 (昭和29.11.22認可)	武内 慶太郎	昭和44.12.17	昭和57.11.1 (ご逝去より退任)
	今城 栄次郎	昭和57.11.25 (法務省届出受理日)	昭和63.3.31
	山田 洋	昭和63.4.1	平成9.12.16
	神谷 英樹	平成9.12.17	平成22.5.31
	木村 剛	平成22.6.1	平成30.6.14
	長谷川 弘之	平成30.6.15	(現在)

誠和荘歴代施設長

養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
森 四郎	昭37.4.26~昭44.8.30		
近藤半左門	昭44.9.9~昭44.9.30		
水谷 正夫	昭44.10.1~昭60.3.31		
井戸田 実	昭60.4.1~昭63.2.28		
山田 洋	昭63.3.1~平2.3.31	井戸田 実	昭63.3.31~平8.8.31
木村 源昭	平2.4.1~平7.3.31		
山田 幸雄	平7.4.1~平10.3.31	松田 俊一	平8.9.1~平15.3.31
高橋 賢一	平10.4.1~平13.3.31		
石黒 洋允	平13.4.1~平18.3.31	橋本 健	平15.4.1~平21.3.31
高橋 重康	平18.4.1~平19.3.31		
小林 良生	平19.4.1~平20.3.31		
福岡 晶	平20.4.1~平25.3.31	仲井 正俊	平21.4.1~平27.3.31
西岡 楠也	平25.4.1~平26.3.31		
高木 茂彰	平26.4.1~平30.3.31	棚橋 尚登	平27.4.1~令3.3.31
加藤 修	平30.4.1~令2.3.31		
加藤 仁	令2.4.1~令3.3.31		
村田 吉隆	令3.4.1~令6.3.31	加藤 仁	令3.4.1~
吉戸 禎博	令6.4.1~		

東和莊歷代施設長

養護老人ホーム		特別養護老人ホーム	
氏名	在任期間	氏名	在任期間
阿知波 要	昭 40. 4. 1～昭 41. 11. 30	森 和子	昭 41.11. 1～昭 44. 9. 2
花田 卓蔵	昭 41. 12. 1～昭 42. 4.30	加藤 錠二	昭 44. 9. 9～昭 44. 9. 30
森 四 郎	昭 42. 5. 1～昭 44. 9. 2	肆矢 提璨	昭 44.10. 1～昭 45. 4.30
花田 卓蔵	昭 44. 9. 9～昭 49.12.31	水野茂三郎	昭 45. 5. 1～昭 45. 7.31
武内慶太郎	昭 50. 1. 1～昭 57.10. 31	中村 福松	昭 45. 8. 1～昭 61. 6.30
中村 福松	昭 57.11. 1～昭 59. 6.20	外山 晴美	昭 61. 7. 1～平 2. 9.30
山 田 洋	昭 59. 6.21～昭 63. 2.29	山田 洋	平 2.10. 1～平 3. 4.30
森 健 一	昭 63. 3. 1～平 7. 3.31	木曾 勉	平 3. 5. 1～平 12. 3.31
清水 矢作	平 7. 4. 1～平 12. 3.31	清水 矢作	平 12. 4. 1～平 14. 3.31
清水 正博	平 12. 4. 1～平 14. 2.28	水谷 亮	平 14. 4. 1～平 22. 3.31
片岡 敏明	平 14. 4. 1～平 25. 8.31	森 雅 行	平 22. 4. 1～平 25. 8.31
東口 周司	平 25. 9. 1～平 28.3.31	片岡 敏明	平 25. 9. 1～平 27.3.31
山守 正記	平 28.4.1～	山田 孝守	平 27. 4. 1～令 3. 3.31
		下村 卓也	令 3. 4. 1～

名古屋市寿荘(指定管理受託運営)の歴代施設長

氏 名	在 任 期 間
福岡 晶	平 25.4.1 ~ 平 26.3.31
西岡 楠也	平 26.4.1 ~ 平 30.3.31
高木 茂彰	平 30.4.1 ~ 令 2.3.31
加藤 修	令 2.4.1 ~ 令 6.3.31
大原 弘明	令 6.4.1 ~

現在の役員及び評議員

令和6年10月現在

役職名	氏名	就任年月日	備考
顧問	花田 卓蔵	平成 29. 4. 1	
理事	長谷川 弘之	平成 30. 6.15	理事長
理事	青松 兄恭	平成 5.12.17	
理事	加藤 純子	平成 29. 6.16	
理事	水野 智久	令和 2. 3.26	
理事	山崎 春雄	令和 2. 3.26	
理事	下村 卓也	令和 3. 4. 1	
監事	坂野 行計	平成 23.12.17	
監事	棚橋 尚登	令和 3. 6.15	
評議員	篠田 陽子	平成 27.12.17	
評議員	仲井 正俊	令和 3. 6.15	
評議員	近藤 國夫	平成 28.12. 9	
評議員	森 由紀子	平成 30. 6. 4	
評議員	道家 浩美	令和 5. 6. 2	
評議員	加藤 丈雄	令和 2. 6. 2	
評議員	横山 和史	平成 29. 4. 1	